

第4次大阪市文化振興計画【概要】

はじめに

- 大阪府・大阪市共通のビジョンのもと、大阪市芸術文化振興条例の理念を念頭に、基礎自治体として必要な施策を計画に盛り込む。
- 令和7年に開催された「大阪・関西万博」では、関わったすべての人々が、対話し、共働し、それぞれの文化を共鳴させ合う中で、「多様でありながら、ひとつ」というメッセージを世界に発信。
- 計画期間
令和8（2026）年度～令和12（2030）年度
- 市条例に定める芸術文化の範囲
音楽、演劇、舞踊、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道、その他芸術に関する文化

1. 第4次大阪市文化振興計画の策定にあたって

【これまでの取組み】

- 大阪市文化振興計画（平成25年度～平成27年度）
- 第2次大阪市文化振興計画（平成28年度～令和2年度）
- 第3次大阪市文化振興計画（令和3年度～令和7年度）

【大阪市を取り巻く状況(前計画策定以降の主なもの)】

- ① 文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」の公表
- ② 「文化芸術推進基本計画(第2期)」の閣議決定
- ③ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の策定
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復及び今後への懸念
- ⑤ 文化施設の新規開業やリニューアルオープン、大規模な都市開発など
- ⑥ 大阪・関西万博の開催
- ⑦ デジタル技術の急速な進展と文化芸術分野への影響

【芸術文化にかかる市民意識】

- 大阪市民間ネット調査の結果(令和5年度～令和7年度)

2. 目指す将来像、基本理念

3. 施策の方向性

※「目指す将来像」、「基本理念」、「施策の方向性」は府と共通のビジョン

【目指す将来像】文化共創都市 大阪 ～多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ～

一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を共に創り、支え、育み、その価値を高め、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができる

誰もが、文化芸術を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる、世界に誇れる都市へ

【基本理念】

あらゆる人々が文化を享受し、いきいきと活動できる都市

文化芸術活動の場として選ばれる都市

文化力を活用した世界に誇れる魅力あふれる都市

【施策の方向性】

A 文化にかかわる環境づくり

B 文化が都市を成長させる

C 文化が社会を形成する

大阪市の取組

- ① 芸術文化における鑑賞・参加の機会等の充実
- ② 芸術文化を将来へ継承発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実
- ③ 芸術文化を支える市民意識の醸成

- ① 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援
- ② 上方伝統芸能等の継承・発展
- ③ 芸術文化による大阪の魅力向上
- ④ 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展

- ① 芸術文化の有する地域力向上や社会包摂の機能を生かした共生への取組の促進
- ② 文化財や史跡の保存・活用・継承

4. 推進に向けて

【重点取組】

- (1) 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展
 - ・ 文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど多様な主体の共創を促進する取組
 - ・ 創造的な社会・経済活動の源泉としての芸術文化活動における新たな価値や収益等を生み出す取組への支援
- (2) 大阪の芸術文化を発展させる人材の育成
 - ・ 芸術文化を将来へ継承発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実
 - ・ 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援
- (3) 芸術文化による大阪の魅力向上
 - ・ 大阪が誇る伝統芸能をはじめとする芸術文化の発信・交流を通じて、大阪の都市魅力の向上につなげる取組
 - ・ 芸術文化の拠点形成を図る取組

【大阪市の役割】

- 大阪府とビジョンを共有するも、基礎自治体として文化振興に関する施策に計画的に取り組む。
- 将来に向かって府や周辺自治体とも役割分担を図りながら、都市大阪の魅力や情報発信力の向上に努める。

【推進体制・進行管理】

- 本計画を推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を行う。
- 各施策・事業のプログラム評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果や改善提案等について大阪府市文化振興会議に報告する。
- 大阪府市文化振興会議では、この報告や本計画の評価・検証の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握し、重要な施策等について審議する。

【大阪アーツカウンシル】

- 「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組内容の質を高め、取組について積極的に発信。

【評価・検証】

- 「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施。
- 指標は達成を主たる目的とするのではなく、フォローアップと改善の際のよりどころとして位置付ける。
- 本計画の評価・検証は、個々の指標の達成状況で判断するのではなく、指標ごとに進捗状況を適切に把握し、課題を整理のうえ施策改善に活用。

5. 資料編

■ 文化芸術基本法

■ 大阪市芸術文化振興条例

■ 大阪府市文化振興会議委員名簿

■ パブリック・コメント結果